

市営岡町北住宅駐車場空き区画における
時間貸駐車場等運営事業者募集に係る質問に対する回答

No.	質問内容	回 答
1	既存の車止めの利用は可能か。	可能です。
2	既存の車止めの撤去は可能か。	事前に所定の手続きにより本市から模様替承認を受けた場合、撤去可能です。 ただし、使用許可期間が終了（更新時は除く）、又は使用許可が取消等となった場合、本市が指定する期日までに使用物件を原状回復して返還していただきます。
3	対象地南東にあるタイル部分へ精算機の設置は可能か。	事前に所定の手続きにより本市から模様替承認を受けた場合、設置可能です。 ただし、使用許可期間が終了（更新時は除く）、又は使用許可が取消等となった場合、本市が指定する期日までに使用物件を原状回復して返還していただきます。
4	黒いフェンスへパネル等の掲示することは可能か。	豊中市屋外広告物条例に基づく許可を受けた場合、掲出可能です。 屋外広告物に係る許可基準等は、都市計画課景観形成係にお問い合わせください。
5	区画35の隣のコンクリートブロック等に精算機や看板等を設置することは可能でしょうか。撤去の場合は、そちらを原状回復すれば問題ないでしょうか。	精算機については、No. 3の回答を参照ください。 看板等の設置については、No. 4の回答を参照ください。 本事業では、撤去に関わらず、使用許可期間が終了（更新時は除く）、又は使用許可が取消等となった場合、本市が指定する期日までに使用物件を原状回復して返還していただきます。
6	図面を作成するため現地の測量を行うことは可能か。	可能です。現地測量を実施するにあたり、入居者及び近隣住民に十分配慮の上、行ってください。
7	現地に不法投棄されているものは事前に処分して頂くことは可能か。	現地に不法投棄されているものは事前に処分します。
8	車室に侵入している木の枝は、伐採しても問題ないか。	車室に侵入している木の枝は、必要最低限の伐採であれば問題ありません。
9	2024年度豊中市物品等入札参加資格の申込期間はいつか。	事業予定者として選定された後、ご案内いたします。
10	募集要項P2 3. 応募要件 (12) 応募申込時点で豊中市物品等入札参加資格「その他業務委託等」の認定を受けていること。もしくは、令和6年4月1日からの認定を受ける予定であり、令和6年度（2024年度）入札参加資格審査申込み受付への申込みを行うこと。 ・上記入札参加資格について 令和6年度（2024年度）入札参加資格申込受付を行いたいのですが、現在受付が終了しております。今後再開されるという認識でよろしいでしょうか。	
11	1 2. 本事業における使用に記載の（4）使用料について →2,649,600円は非課税、税込、税抜どの記載か。また、弊社から提出する際の金額の記載についても非課税、税込、税抜どちらで記載か。	本事業における最低使用料（年額）及び価格提案書に記載する提案価格については、非課税です。
12	最低使用料2,649,600円（年額）ですが、こちら税別又は税込み金額どちらになりますでしょうか。	
13	時間貸し区画の一部をカーシェアリング事業に使用する場合、カーシェアリング事業者に委託する事は可能でしょうか。	委託することはできません。

No.	質問内容	回答
14	定期に関して、現在市営住宅で貸し出している月額金額をご教示いただくことは可能でしょうか。また月極駐車は可能でしょうか。	本事業では、時間貸駐車場やカーシェアリングのステーションとして駐車場の空き区画を有効に活用することを想定しているため、月極駐車はできません。参考までに、当該市営住宅駐車場の使用料は月額10,000円です。
15	事業開始選定前の剪定や除草等に関しては事業者負担での実施になりますでしょうか。また事業開始後の剪定に関してですが、事業者で剪定する場合、景観等の兼ね合いもあり剪定をどこまでするかが不透明な為、基準等はございますでしょうか。	事業開始前までの剪定や除草等については、本市のスケジュールのもと本市で実施いたします。剪定については、基準等などは設けておりませんが、詳しい実施内容については、事業予定者として選定後、協議させていただきます。
16	防犯カメラ設置は必須でしょうか。	必須ではございませんが、防犯には努めていただきますようお願いいたします。
17	募集要項8ページ 清掃・剪定・除草の頻度について、週2回以上の実施とありますが、どの程度美観維持を基準としているのでしょうか。 例) 清掃の場合、粗大ごみ回収程度もしくはエリアの掃き掃除 剪定・除草の場合、四季問わず週2回必ず行わなければならないのでしょうか。	清掃・剪定・除草に関する詳しい実施内容については、事業予定者として選定後、協議させていただきます。
18	駐車場内にある照明柱及び照明は、継続して使用できるのでしょうか。	現在、照明柱及び照明は使用していません。照明等必要であれば、事前に所定の手続きにより本市から模様替承認を受けた後、事業者での設置となります。ただし、使用許可期間が終了（更新時は除く）、又は使用許可が取消等となった場合、本市が指定する期日までに使用物件を原状回復して返還させていただきます。
19	一次側電源の引込は可能でしょうか。	現在、一次側電源はございません。引込みについては、電線管理者にお問合せください。